

令和4年 第3回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和4年第3回南会津町議会全員協議会会議録目次

6月17日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	5
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について	5
新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業について	10
下水道事業受益者負担金不納欠損処分について	20
◎閉会の宣告	26

令和4年第3回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和4年6月17日（金曜日）午前10時45分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業について
 - (3) 下水道事業受益者負担金不納欠損処分について
- 4 閉会

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	渡 部 優	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	星 英 雄	教 育 長
小 寺 俊 和	総 務 課 長	星 良 栄	総 合 政 策 課 長
鈴 木 秀 和	税 務 課 長	渡 部 秀 介	住 民 生 活 課 長
湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長	室 井 利 和	農 林 課 長

星 博文	商工観光課長	月 田 啓	建設課長
遠 藤 知 樹	環境水道課長	渡 部 さつき	会計室長
菅 家 康 夫	農業委員会 事務局長	阿久津 勝 英	学校教育課長
廣 野 友一郎	生涯学習課長	渡 部 浩 明	舘岩総合支所長
馬 場 誠	伊南総合支所長	平 野 芳 和	南郷総合支所長
星 克 之	健康福祉課主幹 兼課長補佐	近 藤 功 一	健康福祉課課長 補佐兼 介護保険係長
橘 昭	林業成長産業 推進室長兼 林業振興係長	大 塚 敏 浩	税 務 課 町 税 係 長

事務局職員出席者

星 貴 夫	事 務 局 長	星 彰	議 事 係 長
-------	---------	-----	---------

開会 午前10時45分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより令和4年第3回南会津町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりでございます。



◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど提出議案の説明を申し上げたんですが、一般会計の補正予算の中身で、私、何点か読み違いがあったそうでございます。歳入の項目の款の番号の読み違い、それから、国際情勢の中で、円安というところを円高と発言してしまいました。また、学校給食の関係では、小学校とだけ言ったそうなんですが、小・中学校の誤りでございましたので、会議録のほう、後ほど訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

本日は、3点についてご説明を申し上げます。

まず1点目、これにつきましては、今6月定例議会に提案しております一般会計補正予算(第3号)に計上の臨時特別給付金給付事業についてであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面された方々が速やかに暮らしの支援を受けられるよう、全額、国の補助金を財源に給付金として支給するものでございます。対象は住民税非課税世帯及び家計急変世帯であり、1世帯当たり10万円の給付を行うもので、その対象世帯は250世帯を見込むものでございます。

次に、2点目でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業についてであります。

本件も1点目と同様に、今定例会に提案しております一般会計補正予算(第3号)に計上し

ているものでございます。

まず、昨年末から感染力の強いオミクロン株が流行する中、ごみ収集事業者、それから理容店・美容院などの町民の暮らしを支えていただいた衛生業界に従事する方々に対して、感謝のエール券をお送りするエールの交換プロジェクトを衛生費に計上したものでございます。予算額は245万円であります。

次に、本年度当初予算に計上いたしております町産丸太搬出促進事業の拡充でございます。

木材を搬出する町内事業者に対して、燃料高騰の負担軽減を図りつつ、さらなる町産材生産の増加を計ることを目的に、農林水産業費に460万円を計上いたしました。

また、物価高騰の影響を受けている学校給食の食材費の一部を公費で支援する小・中学校給食費上昇抑制事業として、215万3,000円を教育費に計上いたしました。

現在、コロナ禍において、学校給食に使用する食材の価格が高騰していることから、学校給食センターや各学校では、食材の変更やメニューの一部変更により対応しているところでございます。このため、本事業において、児童・生徒に必要とされる栄養バランスの取れた給食を継続して提供することができるよう支援するものでございます。

なお、これらの事業は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施を予定しているものでございます。

最後に、3点目でございますが、下水道事業受益者負担金不納欠損処分についてであります。

本件は、公共下水道事業受益者負担金の滞納処分について、時効成立により徴収できない負担金があることが判明したことから、不納欠損処分を行ったものであり、その処分量は868万2,700円であります。

このような多額の不納欠損処分が生じた原因は、担当職員の事務に対する理解不足にあったことから、今後は再発防止に向け、法令等の再確認を行い、適正な事務執行に当たってまいり所存でございます。

以上、3項目の具体的内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場でございます。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるよう、よろしくお願いをいたします。

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町税係長。

○大塚敏浩税務課町税係長 税務課町税係長、大塚敏浩です。

私のほうから、資料1、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金）について説明をいたします。

まず初めに、1の目的ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して臨時的な給付を目的とするものであります。

次に、2の給付対象者世帯でございますが、2つございます。

まず初めに、①の基準日において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と②の①のほか令和4年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯、家計急変世帯が対象となっております。

参考に、家計急変世帯の該当基準例を記載させておりますが、単身または扶養親族がない場合、収入額が93万円以下、所得額が38万円以下の方が非課税の対象者となり、扶養親族のいる方、障害者、ひとり親については限度額が高くなっております。

ただいま給付対象者について説明いたしましたが、表の下にあります※1にありますとおり、①、②ともに、本人は非課税であります。住民税が課税されている者の扶養親族となっており、方及び令和3年度に給付された世帯については給付対象外となります。

また、基準日につきましては、令和4年6月1日となり、家計急変世帯の所得の計算方法につきましては記載のとおりになります。

給付対象者の想定数ですが、①の非課税世帯が200世帯、②の家計急変世帯が50世帯となります。

3の支給額ですが、1世帯10万円となります。

4の事業スキーム（イメージ）につきましては、記載のとおり進めていきたいと考えております。

次に、資料裏面になります。

5の提出期限ですが、3種類の確認・申請方法がございますが、一番遅いもので、①の確認書で10月中旬までとなります。

6の今後のスケジュールですが、7月13日に発行する広報みなみあいづへの掲載により町民の皆様へお知らせを行い、7月中旬、広報みなみあいづの発行に合わせて確認書や申請書の郵送を行い、給付につきましては8月上旬からなる予定で進めていきたいと考えております。

7の事業費ですが、歳入歳出ともに2,661万7,000円となり、国庫補助金により対応いたします。

8の令和3年度給付実績ですが、給付対象世帯数は1,927世帯で、そのうち1,904世帯から給付に対する申請があり、その中で1,865世帯に給付を行いました。39世帯につきましては、給付を辞退されております。また、未受付、未申請の世帯は23世帯となっております、支給総額は1億8,650万円となっております。

私からの説明は以上になります。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見はございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 すみません、理解を深めたいと思いますので、お願いします。

まず、対象者なんですけども、昨年度受け取った方は対象にならないよということです。1,927世帯が対象世帯で、うち1,904が受け付けたと、支給したのは1,865、辞退したのが39、未受付世帯数が23ということですね。

今回、それ以外の200世帯が対象になるよと、見込んであるよというようなことかと思えますけれども、その見込みの200というのは、去年申請を辞退した人も含まれるでしょうし、受

給をされなかった方も含まれるでしょうし、それ以外の方もいらっしゃるのかなと思うんですけども、それ以外の方というのはどういった方が、子供も減っておりますし、少子化も進んでいますし、どうしてそれが200、対象に見込まれるのかというところをご説明願います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今回の令和4年度の給付金に関しましては、基本的に、令和3年度に既に受給された方は対象となっております。もう少し分かりやすく言いますと、令和3年度は課税だった、しかし令和4年度は非課税になったということで、新たに非課税となった世帯が対象となっているところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 とすると、今年の申告状況を把握された現時点において、去年は課税世帯だったけども、それだけ所得、収入が減って、非課税世帯になってしまった世帯が増えたという理解でよろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

非課税世帯のトータルの世帯数とは違って、あくまで令和4年度に新たに非課税になった方が対象となっております。

したがって、令和3年度、例えば課税であった、申告の結果、例えば事業における収入が減ったとか、あるいは定年退職で収入が減った、もしくはホームに入ったために独り世帯になったことによって非課税になった方、あと、あまりないケースでありますけれども、例えば、通常は非課税世帯だった。ところが、土地の売買等によって、令和3年度、一時的に収入が増えて、所得が増えて、それが終わったので、今度、令和4年度非課税に戻った方、いろんな方がいらっしゃるんですけども、あくまで令和3年度に支給になった方を除いて、令和4年度新たに非課税になった方が対象となっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 理解しました。

世帯ということですので、私たち、どうしても子育て世帯というと、親子の関係のみ考えてしまうところですが、決してそういう家庭ばかりではなくて、収入のあった方がおじいちゃん、おばあちゃんだった方もいらっしゃるでしょうし、事業収入、その前の年にもあったということもあるんだろうと思います。

ただ、我々気になるのは、例えばそれは世帯ということであって、例えば扶養とか、実質的な、例えば離婚されて云々という部分も以前、世帯だからこそ、旦那さんのほうにばかり連絡がいつてしまって、実質違うところに行き渡らなかったというようなことはありました。

また、この給付金に関しましては、最近、全国的にもいろいろな、詐欺だったり行政的なミスが発生しております。そういったところのチェックですとか、例えば離婚家庭において、そういったこと可能性ないのか、お聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 町税係長。

○大塚敏浩税務課町税係長 お答えします。

離婚された家庭につきましては、令和4年1月1日以降の離婚された方については、調査をしまして、そちらは含めるという形で、今、進めていきたいとは考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 調査されるということなので、その徹底をぜひお願いしたいということ、日本の婚姻関係においては、どうしても世帯中心であったり、男性中心ということが非常に多いです。なので、申請に当たっては、男性側、世帯側がやっけてしまって、実際に扶養している、例えば別れたお母さんのほうに情報がいつていなかったということもあります。

非常にこれ、大変な調査にはなるかと思うんですけれども、その申出という部分ですね、例えば、うち、実際はこうなんだけれども、このことが来ていないということがあると、また後から手続が必要になったりしますので、申出の制度、広報で周知されるということですので、そういったことがあれば、ぜひ税務課のほうにお電話くださいというようなこと、問い合わせくださいというような機会を設けていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応全体に、この案件だけじゃなく、全体に関わる問題というような捉え方で、最初質問させていただきたいと思ったんですが、よろしいでしょうかね。

○室井嘉吉議長 それはどういう意味ですか。給付金のことですか。

○6番 渡部訓正議員 今回のコロナ交付金というのが、つい最近なんですけど、6月15日、福島民友新聞に、使途問われるコロナ交付金というような見出しで、一応新聞報道なされていると思うんですよ。だから、全体的にそれ、まず一番冒頭……

○室井嘉吉議長 それは財源の問題ですね。

○6番 渡部訓正議員 財源というか、そうですね、一応どういうふうに使途が使われているかというようなところをちょっと、お聞きしたいというよりも、私自身、これまでコロナ交付金ということで、大分、南会津町としては頑張っていたという認識を私は持っています。それらについて、多分今まで議会の中で話を聞いてきた内容については、十分に理解して、だから、どういった基準を持って、それらの適用しているのかという全体的な形で聞きたいということでございます。

○室井嘉吉議長 それは、そうしたら、2個目のほうでやってください。これは国の制度との関連だから、この10万円というのは。うちのほうの単独事業でございませんので。だから、2個目のところで、その話は質問してください。

○6番 渡部訓正議員 分かりました。

じゃ、1点目のがなで、これ人数の把握なんですけど、全体で250世帯、そして、先ほど説明の中で、給付対象者の①のがなが約200世帯、そして、②のほうが50世帯ということで説明があったんですが、私もこの把握については、ちゃんと根拠を持って、先ほど確定申告なり、そういったもので一応整理をされているというふうに理解をするところでございますが、抜けるとか、そういうことというのは、確かに令和3年度の給付実績を見ますと、支給辞退世帯数、俺は絶対いいですという、拒否されている方もあるというふうに、こういう資料になっているんですが、それらについては、この人数の見込みについて、一定程度、確実性というようなことは担保されているというふうに理解をしていいのかどうか、ちょっとお願いしたいなと思います。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

この想定される250世帯、トータルで最大が250世帯になるであろうという想定でございます。ですので、こちらのほうで、例えば辞退される方であるとか、そういった辞退する世帯が何世帯だろうとか、そういったものについては、特に考慮はしていないところでございます。

○6番 渡部訓正議員 了解します。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで、(1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてを終わります。

次に、（２）新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業についてを議題といたします。

説明をお願いします。

健康福祉課課長補佐。

○近藤功一健康福祉課課長補佐兼介護保険係長 健康福祉課課長補佐兼介護保険係長の近藤と申します。

私からは、コロナ臨時交付金で補正予算を計上させていただいておりますエールの交換プロジェクト事業についてご説明申し上げます。

資料２－１をご覧ください。

コロナ禍の中で町民の暮らしを守った業種の皆様に感謝と慰労の意味を込め、エール券の交付を行ってきておりますが、今回はその第３弾といたしまして、昨年末から急拡大した新型コロナウイルスの変異株オミクロン株の流行により自宅療養が急増する中、家庭から出されるごみなどの処理に直接携わったごみ収集の方々をはじめ、感染拡大の中、利用者と密接に関わりながらサービスを提供された理容店などの衛生業界の方々を対象に実施するものでございます。

これまでと同様に、町内飲食店で広く利用できるエール券を交付いたしまして、本県で実施されました感染拡大防止重点対策期間中に冷え込んだ町内飲食店の活性化対策事業としての位置づけを含め、実施したいと考えておるところでございます。

予算額につきましては245万円、対象者につきましては、一般ごみ収集運搬業、し尿収集運搬・浄化槽清掃業、美容室・理容室に従事されている方々を対象としまして、現在、対象者225人程度を見込んでおるところでございます。

また、エール券のデザインにつきましては、第２弾同様に、感謝のメッセージを入れて作成する予定でございます。参考までに、前回のエール券を資料中段以降に載せていますので、ご覧いただければと思います。

私からは以上になります。

○室井嘉吉議長 林業成長産業課推進室長。

○橘 昭林業成長産業課推進室長兼林業振興係長 農林課林業成長産業課推進室長兼林業振興係長の橘昭です。

私のほうから、町産丸太搬出促進事業についてご説明させていただきます。

資料２－２をご覧ください。

コロナ禍における原油高騰の影響を受け、素材生産業者の軽油のほか、混合油、チェーンオ

イル、アドブルーといったものが高騰しており、経営の負担が増している状況となっています。

その反面、町内における木材取引では、建築用の丸太価格が1立方メートル当たり1,000円程度引き上げられているものの、チップ代については取引価格が据置きであるなど、立木の買取り価格に変動がなく、価格高騰分が丸太価格に転嫁できない状況になっております。

町内における丸太取引量が低下することは、川中・川下の製材業者、家具製造事業者、工務店等に大きな影響を与えるとともに、本町の素材生産量も減少することが懸念されます。このため、安定的な町産材の生産量を確保できるよう、町産丸太搬出促進事業の拡充を実施するものです。

拡充する内容でございますが、現行制度では、建築用材として搬出する杉やカラマツの針葉樹丸太及び広葉樹丸太、間伐材を搬出する場合について、1立方メートル当たり2,000円としておりましたが、1,000円加算し3,000円とし、チップ材については、木材の有効利用が図れること、町内での取引量も一番多いことから新たに支援の対象とするもので、1立方メートル当たり1,000円とするものです。

追加補正する予算計上額の内訳については、当初予算において想定しておりました建築用材として搬出される木材量を300立方メートル、間伐材として搬出される木材量を1,000立方メートルとしております。チップ材として搬出される木材量については、これまでの実績から平均を取り、3,300立方メートルを想定しております。

それぞれ想定しておりました木材量に1,000円を乗じました金額460万円を補正するものがあります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 学校教育課長の阿久津勝英でございます。

学校教育課からは、本定例会の一般会計補正予算に計上しております小中学校給食費上昇抑制事業についてご説明をさせていただきます。

資料の2-3をご覧ください。

まず、事業の概要でございますが、現在、原油価格や物の値段が高騰しておりますが、学校給食におきましても食材の価格が大変高騰しております。給食調理の現場では、食材の仕入れに大変苦勞されているということでございます。

この食材費高騰に対処するために、学校給食センターや各学校では、食材を変更したりメニューの一部を変更して、どうにか対応している状況でございます。そこで、学校給食の食材費

の一部を町が支援することによりまして、栄養バランスの取れた給食を継続して提供できるようにするものでございます。

具体的な事業の概要ですが、食材費の物価高騰分の支援といたしまして、1人1食当たり20円を補助したいと考えております。事業実施期間は、2学期と3学期の約125日を想定しております。

なお、補助金の交付先については、給食費会計を管理しているそれぞれの学校給食センターもしくは各学校の給食費会計の管理者、校長先生ということになりますが、というふうを考えております。

本事業の実施によりまして、2つの事業効果を期待しております。まず1つ目が、これまで同様に栄養バランスの取れた給食を提供することができて、児童・生徒の健康の保持・増進を図ることができるということです。2つ目は、物価高騰分を保護者の方に負担転嫁しないことで、子育て世帯への支援にもつながるということでございます。

続きまして、事業費についてご説明申し上げます。

事業費については、215万3,000円を計上したいと考えております。積算根拠については、ご覧いただいているとおりでございます。1人1食当たりの補助金20円に2学期と3学期の日数125日を掛けまして、さらに小学校、中学校の人数をそれぞれ乗じて積算いたしました。そうしますと、小学校分が136万円ちょうど、そして中学校分が79万2,500円となり、合計しまして215万2,500円となりました。

財源といたしましては、このうち210万円を新型コロナの臨時交付金を充てまして、残る5万3,000円は一般財源で対応したいと考えております。

学校教育課からの説明は以上でございます。

○室井嘉吉議長 それでは、これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などをお受けいたしますが、1項目ずつ分けてやりますので、発言者は、それらの部分全体で30分程度ということになりますから、そのことを念頭に、質問、ご意見等をよろしく願いをいたします。

それでは、エールの交換プロジェクト事業について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今回、対象者がこのような方々なわけですが、まず1点目、お聞きしたいのは、この内訳ですね。対象者が225人ということですが、従業員の方であった

り、店舗数ということになるかと思いますが、内訳についてお知らせください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まず、一般ごみ収集業者につきましては、4社を現在計画しております。社員数が55人ということで、こちらは聞き取りを行っております。

2つ目が、し尿収集運搬業者、浄化槽の清掃業者は、3社を計画しております。社員数20人で現在把握しているところでございます。

美容室と理容店についてなんですけど、こちらは県に問い合わせ、登録店舗を今把握しておるところでございまして、町内の登録店舗が100店ということで、そちらの従業員1.5人を予定しております、従業員150人となっております。

なお、第1弾、第2弾もそうだったんですが、執行に当たりましては、再度調査をかけて、しっかりとした数字を把握した上で事業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 一般ごみ収集運搬業者であったりし尿収集運搬業者、これらについては、何となく理解するんです。しかしながら、コロナが始まった頃から、私も理容・美容の方にお話を伺うと、やはりコロナの影響でお客さんが減ったという。

まず、そもそも従業員の方というのと事業主の方は分かれると思うんです。でも、恐らくこの助成制度によって、理容・美容の方におかれる事業主としての願いというのは、多分、収益に対する補填であったはずなんですけれども、感謝の気持ちで終わってしまう。

私も以前町長に、理美容のことについては訴えていました。しかしながら、今回なぜ行政、役場として、これを衛生業界というような一くくりにして、感謝のエールの交換プロジェクトでやろうとしたのか、その理由についてお知らせください。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 私、このたび町長選挙に当たりまして、やっぱり一番優先してやらなくちゃいけないのはコロナ感染対策、必要な経済対策というようなお話を申し上げて、政策を訴えてまいりましたけれども、その中でやっぱり、理容・美容業の方からの強い声として、今大桃議員が言われたことも含めて、お話をいただいたところでございます。

ただ、影響額という部分の把握というのは非常に難しいところがあって、スピード感を持ってやるのには、やっぱり今までやった医療関係とか介護関係とか、そういった第一線でご苦労

されている皆さんに感謝の意を表する形で動きたいと、こういうことで、今回は理容・美容のほうまで含めたと。衛生業務に担当している方で、住民の方の生活に密接に関わっている方という形での線引きをしたところでございます。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 理美容業界の方からすると、これまで過去2年間において、成人式、何回延期されていますか。そのたびに予約がなくなってしまう。そのための人材の確保であったり、資材の確保というのをやられてきた。しかしながら、それが延期になることによって、収益につながらないということがありました。

また、事業主ですから、私の知っている美容室の方については、例えば帰省してきた大学生はお客さんとしては受け入れません。なぜか。もしそこで感染がしてしまったら、営業できない期間ができてしまうから。また、それ以上に、そういったうわさであったり風評というところにつながるからということで、非常に気をつけていました。当然、清潔感がなければ、お客さんは受け入れられない業界でいらっしゃると思いますので、そういったことにも気をつけていらっしゃったんですね。それが感謝の気持ちだけなのかなと思うと、私は疑問符が残ります。

ここは質疑する場ですので、その是非については本議会でやりたいと思いますけれども、先ほど町長、今回はスピード感を持ってということでしたが、今後そういったこと、実質的なそういった数字の部分で、明らかにそういったところがあると考えれば、判断すれば、違う対処の仕方を考えるのか、町の考え方を伺います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

当然、やはり必要な支援、経済的に影響が落ちているということであれば、対象を広げて考える必要があるというふうに思っております。それが理容・美容業以外の分野にも、多分あるんだろうと思います。

今回、6月補正という形で予算計上させていただきましたが、その辺については9月補正でも、必要なところをこれから見極めながら補正予算の編成をしていきたいと、このように思っております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 人数の把握の関係は、実は私もこれ、病院関係なり、一番最初にエールの交換プロジェクトをやった際に、やっぱりその把握について、ちゃんとすべきではないかということで、一応指摘をさせてもらった経過がございます。

今回、先ほどのお話で、ごみ収集が4社、そして理容業が100社、あと、し尿収集というような形で3社というような形で照会をして、この人数を出しますよということで、ぜひそのところ、本当に抜けがないように、実際のところ、正規の方、あとは臨時の方もいるかと思うんですよ。ただ、やっている中身については、正規であろうが臨時であろうが、やっぱりそれは対象者に含めるべきだと。

エールの交換プロジェクト的なものですから、具体的には、それで収入が、先ほど来出ているような形というのは、またちょっと捉え方が違いますので、ぜひ人数の把握については、後から出てくることのないように、ぜひお願いしたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

第1弾、第2弾と実施してきた中で、今ほどありましたとおり、6番議員からも町民の声ということで、こちらのほうに声をお届けいただきながら、その事業を不公平さがないように進めてきたところでございます。

ですので、今回の第3弾につきましても、そういった声を第1弾、第2弾の経験を踏まえて、不公平さがないように、しっかりとした数字を把握しながら実施していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 いいですか、6番議員。

○6番 渡部訓正議員 了解します。

○室井嘉吉議長 あと終わり。さっきの話はやらないの、財源の話。

○6番 渡部訓正議員 いや、それは全体的な話ということだったもんですから。

○室井嘉吉議長 いいの。

○6番 渡部訓正議員 一応、じゃ、すみません、あれです。そのところ、もう一度やりますんで……

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ありがとうございます。

先ほど申しあげましたように、令和4年6月15日付の民友新聞でございますが、使途問われるコロナ交付金という見出しで、これまでの地方創生臨時交付金の計上額が累計で15兆9,760億円に達したというような形で新聞に載っていましたが、その中で、使途問われるというふうに言われているように、緊急性のないものや無駄遣いが全国的には指摘されている案件もあるということで、今回本町では、この資料でいう1から、それぞれ事業が出てるわけで

すが、報道内容から見ますと、先ほども申し上げましたけど、十分に検討した上でやっているのではないかというふうに、私自身、これまで見てきた中で考えているんですが、国なり県の指導なり、そういった、何かこういう取扱いについてはこうすべきだというような取扱い的なものは、何か文書として流れているのか、それとも町独自に検討して決めているのか、そのところをちょっと、全体的な中身でお聞きしたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 答えいたします。

新型コロナ感染症の影響に対する地域経済支援事業ということで、今回3つご説明させていただいております。これの財源につきましては、コロナ禍における原油価格、それから物価高騰対応分ということで、当町に1億1,700万円ほど内示が来ております。このほか、当初予算で既にご説明しているもので7,000万円が、それは事業も決まっております。その中で、今回3つご提案させていただきまして、その財源として約910万円、こちらが既に今回説明をしている。

このほかにも、まだまだ財源を使う余地はありますので、今後の議会等で新たな施策を考えまして、今町長からありましたように、いろんな形でコロナに対する感染症予防なり経済対策支援、こちらの事業を組み立てていきたいというふうに考えております。

その事業の組立てに当たってですが、町が独自で好きなように使っていいというものではなくて、きちんと計画書を作って県に提出をして、県で認められたものが交付金になるということになります。

ただ、それに当たりまして、地域の実情というものがありますので、そこは対外的に説明可能なもの、すなわち議会の中できちんと議論をして、そこで認められたもの、そういうことで、できるだけ効果の高い施策ということになるように、地方公共団体ならではの知恵と工夫を凝らして計画書に挙げてくださいというような指示になっておりますので、その点を踏まえて、我々のほうで事業を選別しながら予算に計上しているということで、特に無駄遣いとか、緊急性が低いとか、そういうことで指摘を受けているということは、うちの町ではないというふうに思っております。

○6番 渡部訓正議員 了解します。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 エール券の対象者について、ちょっと理解を深めたいと思いますので、質問させていただきます。

ごみ収集業者というふうになっています。例えば西部のほうでは、町外の業者もごみ収集に来ています。これはリサイクルのごみに関してです。

まず、はっきりしたいのが、対象は町内の業者というふうに認識してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

町内の業者ということで計画しております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。町内の業者ということですね。

そうすると、このごみ収集ということで、一般ごみ及び産廃のごみ収集、いろんな部類があると思います。まずこれは、一般収集のごみの対象者をやっている業者だけなんですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

今回のエール券は、先ほど説明したとおり、コロナの感染によりまして自宅療養者が多数発生したと。そういった家庭内から出る、コロナ感染の家庭から出るごみを収集された一般ごみ収集者、そこに対するエール券ということで計画しているところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 一般ごみの、そういう出したごみに対するリスクに対するエール券ということですよ、と理解しました。であるならば、最終処分である処理場、環境衛生組合にやっている職員ですよ。それに対してのケアというものは、当然必要になってくると思うんですけど、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの答弁と重なる部分がありますが、今回は、家庭内の発生したごみ、さらには、南郷ホームでクラスターが発生いたしました。その発生した際に、そのごみに直接接触れる方々から、たくさんのご意見をいただきました。そういったリスクをしょいながら、我々はごみに直接接触れて、それを収集しているという声に、今回、感謝の声を届けたい、慰労の声を届けたいということで、まずは計画をさせていただいたものですので、ご理解いただければと思います。

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、エールの交換プロジェクト事業については終わります。

次に、町産丸太搬出促進事業について、質問、ご意見などありませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、町産丸太搬出……

〔「すみません、2番」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 この項に対してですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、ちょっと疑問に思ったことがあったもので、理解を深めたいと思うんで質問します。

例えばこれ、町の町有林とか、そういうものを出す場合、町の事業として出しますよね。町の事業として伐採、シヨ伐、そういうものを出すと思うんですよ。その場合には、こういう価格の変動に対して、それに見合った工事金額で発注すると思うんですけれども、そういう場合、これが対象になりますか。

○室井嘉吉議長 林業成長産業課推進室長。

○橘 昭林業成長産業課推進室長兼林業振興係長 お答えします。

そちらについては、既に町の部分で発注するので、それは単価のほうに上乘せされてくるというところなので、今回対象……

○2番 馬場 浩議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 いいですね。

町産丸太搬出促進事業についての質問、ご意見は、以上で終わります。

次に、小中学校給食費上昇抑制事業についての項に移ります。

質問、ご意見ありましたら、発言を受けます。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 給食費上昇に対する経費に対する支援というのは、すごくいいと思います。ところが、私がちょっと危惧するのは、食材だけでいいのかと。例えば、いろいろ今町は、直営でやっているところもあるし、指定管理でやっているところもあると思うんです。

私が一番心配しているのは、指定管理でやっている、例えば西部の給食センターですね。そういうときに、業者の経営が今圧迫しています、燃料費とかそういうものが高騰して。当然、業者に対して、今まで見てみますと、業者に対しての支援が多かった、コロナに対しても。こういう場合、そういう給食を運営している会社の支援がなくてよいかと、ちょっと感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

学校給食センターへの支援も必要ではないかというようなおたしだと思えます。

私のほうには、まだセンターのほうから、委託業者のほうから、そういったご意見は届いておりません。もし届いたら、それに対して検討はしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ調査していただいて、取りあえず、運営ができないから、最悪撤退するというような状況にならないようにお願いします。

あともう一つ、給食関係はいいです。先ほども言われた老人ホーム関係でも、やはり食材を供給しているわけですね。それは、町の指定管理でやっている業者がやっているはずなんですよ。その関係の支援というのはどうなんでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 最初の質問の中で、指摘の中で、指定管理者が圧迫受けて撤退する可能性があるというふうに言われましたが、議員のところにもそういう話がいっているんですか。非常に重大な話だと思うんですけれども。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 撤退というまではいかないけれども、なかなか運営が厳しいという話はお聞きしております。ですので、まだ撤退云々というよりも、ここで事業がなされない場合、今までもそうでしたが、いろんな指定管理を受けた場合、受けているところが、事業が成り立たないということで撤退している事例があります。それを踏まえての質問です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 非常に我々としても危惧する話なので、本当の情報であれば、素早くやらないといけないと思っておりますので、そういう情報があったら教えてください。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

○室井嘉吉議長 この分について、ございませんか。

〔「議題以外のことですね」「議題外」「議題外だよ。あくまで小・中学校だ」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、(2)の新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済支援事業についてを終わります。

次に(3)下水道事業受益者負担金不納欠損処分についてを議題といたします。

説明をお願いします。

環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 環境水道課長の遠藤知樹です。

私からは、下水道事業受益者負担金不納欠損処分についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

今回、不納欠損処分に至った理由につきましては、下水道事業受益者負担金の滞納繰越し分の中に、時効成立により債権が消滅していたものがあったということが分かったことによるものです。

まず、下水道事業の受益者負担金とは、どういうものかということについてご説明いたします。

下水道事業につきましては、下水道整備により恩恵を受ける受益者が限定されます。このことから、下水道整備費用の全てを税金で賄うことは未整備地域の方との不公平が生じる、そういう考えの下に、都市計画法及び町条例に基づき、建設費用の一部を受益を受ける土地の面積等に応じて負担していただくという制度になっております。

次に、下水道事業受益者負担金不納欠損となった理由についてご説明いたします。

この受益者負担金につきましては、町村合併前の旧田島町において、平成11年度から賦課徴収が開始されて以降、一部の方から納付いただけない状況があり、滞納繰越しが発生しておりました。令和3年度に人事異動により、若干体制も変わったことから、改めて滞納対策の強化に取り組む、そういうことにしたところ、決算書を見ていたときに、受益者負担金の滞納繰越額、これが毎年度同じような額で推移している、年度間の変化が少ないというふうに感じたことから、担当者に対して調査を指示したところでした。

受益者負担金につきましては、督促状の送付だけでは時効の中断が継続されず、差押え等の措置を取らない場合は、都市計画法及び地方自治法の規定により、5年で時効が成立して債権

が消滅するという制度になっております。

調査した結果、平成27年12月25日納期分までの受益者負担金が時効中断措置が取られておらず、合計868万2,700円が時効成立により債権が消滅しており、不納欠損処分が必要であることが分かりました。

内訳につきましては、3の不納欠損のとおりとなっております。一番古いもので平成11年度からありまして、大分前から、不納欠損しなくてはいけない滞納繰越し分があったというふうに考えられます。

裏面をご覧ください。

原因につきましては、担当職員の時効消滅に対する法的な理解が不足し、誤った認識のまま事務が行われてきたことが挙げられます。また、様々な事務を行いながら、その中での滞納対策ということであったため、受益者負担金への滞納対策への意識が希薄になっていたということも考えられます。

あわせて、担当職員任せになっていて、組織的な取組になっていなかったということも原因の一つだと考えておりまして、大変申し訳ない事態になったというふうに考えております。

今後の対応といたしましては、法的な根拠を再度確認し、再発防止に努めるとともに、適正な事務処理、手続を行ってまいりたいと考えております。

下水道事業受益者負担金不納欠損処分に関する私からの説明は以上になります。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 勉強不足で、ちょっと恥ずかしい質問になるかもしれませんが、利用料金とは違って、受益者ですから、そこを利用するに当たって、例えば針生の場合だと受益者で40万円とかという、初めの部分の参加費みたいな、要は引くための、システムに加入するための、恩恵は後で10年、20年あるわけだから、その部分の始まりの部分の金額でいいのでしょうか、その確認をちょっとお願いしたいんですが。利用だったら上水道もあるけれども、それが無いのはもちろん明らかに分かるんですけども、もうちょっと正確な詳細をお願いします。

○室井嘉吉議長 水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

南会津町には、下水道の中に公共下水道、それから特定環境保全下水道、農業集落排水、林

業集落排水、それから簡易排水というふうに幾つか事業が分かれております。この中で、それぞれ合併前の旧町村で、それぞれの制度において、加入金であったり、それから受益者負担金であったりという形で、利用する際に払っていただいていたということがあります。

公共下水道に関しては、下水道管を通して公共ますを設置した時点で、その土地が受益地となりますので、この場合、この土地の価値が上がるということもあるので、負担金を払っていただく、建設費用の一部を負担金として払っていただくというふうになっております。

一方で、農業集落排水のほうにつきましては、加入金方式になっておりまして、こちらは定額を払って加入していただく。それから、特定環境保全については、合併前の取扱いも含めて、加入に対してはお金は発生しないというような形になっております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 何を言いたいかという、利用料金だったら5年とかとあるんですけど、僕が心配しているのは、今、下水道の利用料金は使っている、これは全然問題なく普通に利用しているんだ。今、集落との違いをちょっと言ったんですが、気になるのは、始まり、自分が下水道を利用するに当たっての負担の部分、その要素は呼び名が変わっても同じだと。

心配するのは、利用料金は払っているけれど、当時のときの受益者的なものを払っていないというのが、いづれなくなっても、なくなって、それが払った人もいれば、払ってなくて、その後の利用料金は払っているから、当時の、要するに11年に加入した人は、この部分、20軒もあつたらしいんですけども、その分の不公平感というのは、利用はしているけれど、始まりのスタート分の部分という、僕は聞こえるので、それとはまた違うんですか。僕が勘違いしていますか。要は、現在利用している分、過去に遡って5年過ぎたから時効だから払わなくて済んでいるという、その不公平感がちょっと気になったもんですから。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 こちらは、最初に利用する前にお支払いいただくもので、ちょっと、受益者負担金を払ってなくて、現在下水道につないでいる方というのは、ちょっと調査がまだ終わっていないんですが、中にはそういう方も、もしかすると代替わりで、例えば自分の親が払ってなくてというのは考えられることだと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 つまり、要素的にはすごく大切なことだと思うんですよ。スタートで、途中から参加して利用料金だけで済むというのは、初めに払った分がすごい不公平感だと思います。受益者が40万円払いました。10年たったからそれが時効だからと、法律的なこと

はすごくよく分かることだけれど、それでどんどんやっていったら、当時受益した人、例えば明日交ざる人だって、受益者負担の分で、どうだかそれ、僕は詳しく勉強していないんですけども、それはもうちょっと精査する必要があるんじゃないでしょうか。

要するに町民としては、それは払えない、利用している分で、使用料で済んでいた部分に関してのみで利用できるというのは、やっぱり当時それを助けた、要するに町だけではできないから、みんなで受益者負担しようねと決めて決まりの中でやった部分の負担した人としらない人、しなくても今、簡単に普通に利用できているという、その不公平感は、もう少し考えるべきじゃないでしょうか。

法律的に払わなくて済んだ、不納欠損したから800万円はいいだろうというのにはならない、別の考えが必要じゃないかしら。どうでしょう。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 その不公平感というのは私も感じております。

今回、この事態に当たって、過去に払っていなくて、接続する際に取れるのかどうかというのは調べました。ですが、法律によって、これは取ってはいけないお金になってしまっている。もう時効が消滅していて、それは違法行為になってしまうので、町としては取れないお金だということが分かりましたので、そこは法律に基づいて処理させていただいたところです。

○10番 湯田 哲議員 了解しました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 1点目、まず原因の中身を読ませていただいて、お粗末だなというふうな率直な感想を持ちました。長年間、これだけ放っておいたと、結果的には放っておいたということだろうというふうに思いますけども、800万円というのは結構大きいですからね。やはりしっかり町民にお知らせをして、陳謝すべきだと思います。

それから、この金額ですが、毎年決算概要というのが出ますよね。この公共下水道事業会計事業決算の中には表れてこないものなのではないでしょうか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 決算概要は、受益者負担金ということで1本で載っておりまして、そこに現年分と滞納繰越し分があるので、それだけを見ては分かりません。ただ、事務報告のほうにおきまして、受益者負担金の滞納繰越し分というのをご報告させていただいております。

そのご報告させていただいた金額なんですけども、今回の調査に当たりまして、たしか平成13年、14年ぐらいに、調定額が誤っていたというのを把握いたしまして、そちらを訂正した形で、今回、不納欠損処分というのをさせていただいております。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 そうすると、決算概要には表れてこないということですね。別途の形で出ているということですね。分かりました。

平成2年度の決算概要をずっと見ていたんですけども、不納欠損がずっとゼロなんですよ。ゼロなものですから、こういう公共下水道関係、大したもんだなと思ったものですから、お聞きしました。

なお、よく人が替わるということで、見直しを図ったということで、これだけのものが発見されたということで、よかったなというふうに思っています。でも、中身に関しては、原因とか実際の800万円に対しては、大変お粗末な対応であったという指摘をしておきたいと強く思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今、4番議員からご指摘いただきましたとおり、やっぱり行政体としては深く反省をしないといけないし、再発防止に努めるということをお誓い申し上げたいと思います。

今回発生した事由、私も何点かあるんだろうということで、担当に聞いたんですが、一つは滞納対策に取り組む意識、これが問題、もう一つが時効消滅、これに対する理解、例えば督促状を出していれば、時効が止まるんだろうというふうに思っていたと思うんですね。ところが、その一步上の差押えという行為までいかないと時効中断ができなかったという認識がなかったこと、それから、担当者が替わるたびに、十分な事務引継ぎもなかったんだろうと思うんですよ。やっぱり事務引継ぎの重要性。

そして、組織的には、担当者に任せきりになっていたというものが、今回、改めて疑念を持って調べたら出てきたということですので、この部分について本当におわびを申し上げながら、再発に努めるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○4番 渡部 優議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにございますか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、ちょっと私ら、委員会の関係する中身だろうというふうに思う

んですが、これ、25年度までの分が時効で、なくなるよと。そうすると、それ以降のがなはあるんですよね。そういう認識になるというような形ですかね。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 今回の滞納繰越しの分が判明した時点で、時効が成立していない金額というのがございました。約20万円です。こちらについては、年度中に全て徴収しまして、過年度分の滞納繰越しとしての未納金は出てこないというふうになっております。

ただ一方で、この制度、ちょっと複雑になっておりまして、受益地に指定になった時点で受益者負担金というのが発生するんですが、これを一括で納付する場合と3年に分けて納付するというのが選択できます。ただ、ここで債権が発生しているので、未収金という形で引き継がれてくるのがあるんですけれども、納期が到来していて滞納になっている分は全て徴収しましたので、今回時効成立している分以外は滞納繰越し分はないということで、お願いしたいと思っております。

○室井嘉吉議長 いいですか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一応、今後の対応なんですが、それはここに載っているような形なんですけど、この対応で整理されるという認識なんですか。つまり、ここに書いてある今後の対応ということで、令和3年度に時効成立、未成立分の徴収云々と書いてあって、適正な事務手続を行うこととしますで、一応整理がされるという認識かどうかということでお聞きします。

○室井嘉吉議長 6番議員さん、今ほど最後、町長が4点ほど発言しましたよね。原因の関係、今後どういうことをしたら防げるかということで、町長のほうから回答がありました、4番議員に対して。あれのことで不十分だということで、再度質問ということなんですか。

○6番 渡部訓正議員 私自身は、それらも含めて聞きたいということで。一応、今後の対応という……

○室井嘉吉議長 そうしたら、再度町長、回答してください。

○渡部正義町長 今回、かかる時効を迎えてしまったという事案ができたことは、下水道事業、受益者負担金だけの問題ではないので、町としても滞納対策の整理委員会という組織を持っていますので、やっぱりこの情報を共有し、それぞれの会計の中で使用料なり税なり、そういったものが適正に受益者負担の原則に基づいて納付いただけるように、町として再度、担当者の意識を高めながら対応していきたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきたい

と思います。よろしくお願ひします。

○6番 渡部訓正議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので……

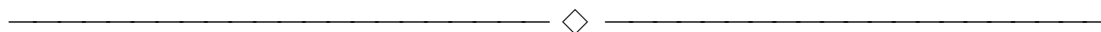
〔「訂正」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 林業成長産業課推進室長。

○橘 昭林業成長産業課推進室長兼林業振興係長 先ほど、町産丸太搬出促進事業について、馬場議員さんのほうからご質問がありまして、答弁が不足しておりましたので、追加させていただきたいと思ひます。

国・県・町事業において、搬出経費まで含まれている事業につきましては、該当がないというところはあるんですけど、もう一方で、山土場で既に立木を販売をするというものの事業もありまして、こちらにつきましては、この事業に該当させたいと思ひておますので、よろしくお願ひいたします。

〔「了解しました」と言う者あり〕



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、町長からの協議・議題は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回南会津町議会全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 零時01分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉